

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私は、平成3年12月で会社を退職した後、公共職業安定所に行った帰りにA市B区役所で、厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行ったことを憶えている。

同区役所では、保険料の納付方法などを聞いた記憶があり、申立期間の国民年金保険料は納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成3年12月に払い出されており、オンライン記録では、同年12月分の国民年金保険料が同年12月26日に納付済みとなっていることが確認できる上、申立期間は3か月と短期間である。

また、A市B区の国民年金被保険者名簿では、オンライン記録では納付済みとされている平成3年12月の国民年金保険料について、納付された記録が見当たらず、行政側の記録管理の不備がうかがえることなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、夫が会社を退職して農業に従事するようになったので、国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は、家族で家業に従事していた。家計は義母が握っており、国民年金保険料等の納付は義母が行っていたが、義母の死亡後は義兄が国民年金保険料等の納付を行った。

夫の国民年金記録の確認手続に同伴した際に、自分の年金記録を調べてもらったら、国民年金保険料の未納期間があることが判明した。夫の国民年金保険料は納付になっているのに、私の保険料が未納になっていることは納得がいかない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、国民年金保険料の納付日が確認できる期間について、申立人及びその夫の保険料は共に同一日に納付されており、申立人及びその夫の納付行動は同一であったと考えられるところ、申立期間について、申立人の夫の保険料は納付済みとされている上、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人及びその夫の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義兄は、申立人の夫と同様に申立期間の保険料が納付済みとされている上、申立人及びその夫の国民年金保険料を納付していたこと、過去にさかのぼってまとめて納付したことがあること及び国民年金保険料を申立人の夫の分だけ納付し申立人の保険料を納付しなかったことはないことを供述していることを踏まえると、申立期間について、申立人の国民年金保険料もその夫の分と一緒に納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月及び同年 3 月

私は、申立期間当時、A市B区（現在は、C区）で町内会の役員をしていた。夫が厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金は任意加入とされていたところ、婦人会の仲間から将来の生活のために加入した方が良くと勧められて加入した。婦人会が国民年金保険料の集金を行っていたので、任意加入をした月から保険料の納付を怠ることは考えられない。

申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 41 年 2 月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は2か月と短期間である。

また、A市C区では、申立期間当時、婦人会によって国民年金保険料の集金が行われていたとしていること、申立人と同時期に国民年金に任意加入している者の大部分が、任意加入した月から保険料を納付していること、及び婦人会の仲間から将来の生活のために加入を勧められたとする申立人の加入動機は明確であることなどを踏まえると、申立人は任意加入した月から婦人会で保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和21年8月12日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月31日から21年8月12日まで

私は、A社（現在は、B社）C事業所に勤務していたが、昭和17年2月20日に召集され、21年6月14日にD市に引き揚げてきた。復員後に会社へ行き、その時に17年6月1日から厚生年金保険に加入していることを聞いた。同僚については、復員するまでの期間についても厚生年金保険の被保険者記録が継続しているのに、私の厚生年金保険の被保険者記録は20年10月31日までの期間となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録により、申立人がA社C事業所において昭和15年1月6日から21年8月11日までに継続して在籍していたこと、及びE県担当課が発行した軍歴証明書により、申立人が17年2月20日に召集され、21年6月16日に復員（召集解除）したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年10月31日に同資格を喪失していることが確認できるものの、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失年月日欄は、記載された文字が見えず、ほとんど空白となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を確認することができない。

このことについて、F社会保険事務局（当時）は、「G社会保険事務所（当時）は水害に遭い、健康保険厚生年金保険被保険者名簿は被災し、滅失の報告は無いが、インクが滲^{にじ}んでいるため、判読し難いものが実在している。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿において申立人の名前が記載されているページは、多くの記載事項が判読困難となっている上、上記のとおり、申立人の資格喪失年月日欄は空白で記載内容を確認できず、オンライン記録において、申立人の資格喪失日を昭和20年10月31日とした根拠は不明である。

また、i) 申立人は、B社が提出した人事記録により、申立期間を含む昭和21年8月11日までの期間は申立事業所の従業員であることが確認できること、ii) 当該期間のうち、同年6月16日までの期間は召集されていた期間であり、当時の厚生年金保険法第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、その厚生年金保険料は被保険者及び事業主共に全額免除され、当該期間は被保険者期間として算入する旨規定されていること、iii) B社は、「申立人の人事記録の『解雇又は死亡』の欄に『21年8月11日』と記録されているので、通常どおりであれば、21年8月12日で厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行っていたと思う。」と回答していることなどから判断すると、申立事業所が、20年10月31日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出する理由が見当たらず、申立人は、21年8月12日までの期間は引き続き申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったものと認められる。

さらに、これらの事実を前提にすると、申立期間のうち、昭和21年6月16日から同年8月12日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出誤り、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、厚生年金保険被保険者名簿の被災等の可能性が考えられるが、厚生年金保険被保険者名簿の大規模な被災等から半世紀も経た今日において、保険者も厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に被災した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年8月12日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災及び火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和22年4月1日から24年1月1日まで

昭和22年4月1日にA社C事業所病院看護婦養成所に入学し、午前は同社C事業所病院で勤務した。また、卒業後は引き続き同社C事業所病院に看護婦として勤務し、42年8月に退職した。同社C事業所病院看護婦養成所の同期で、一緒に同社C事業所病院に勤務した同僚が、22年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C事業所が保管する職員退職記録簿及び同僚の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所病院看護婦養成所の同窓会名簿において、申立人と同期であると確認できる者のうち申立人を含む複数の者について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において一致しておらず、申立人については、当該払出簿における同資格の取得日は昭和24年1月1日、当該被保険者名簿における同資格の取得日は同年4月1日と記録されていることが確認できるところ、i) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者であることが確認できる一人は、当該払出簿において、当初申立人と同日である同年1月1日と記録されていた被保険者資格の取得日が22年4月1日に訂正されていること、ii) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者

であることが確認でき、当該払出簿において、申立人と同日である 24 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している 4 人について、オンライン記録における同資格の取得日が 22 年 4 月 1 日に訂正されていること、iii) 申立人と一緒に、同社 C 事業所病院看護婦養成所に入学し、同社 C 事業所病院で勤務したと供述する同僚は、当該払出簿、前述の被保険者名簿、及びオンライン記録において、22 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、同社 C 事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同日であると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月17日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月17日から同年5月1日まで

A社D支店に昭和44年3月17日に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月1日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る人事台帳等から判断すると、申立人が昭和44年3月17日にA社D支店に入社し、申立期間において勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社D支店は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、B社では、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、同社同支店に勤務していた従業員については、既に厚生年金保険の適用事業所になっていた同社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」と回答している。

また、A社C支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち同社D支店における経理担当であったとする者は、「申立人は、昭和44年3月17日にA社D支店に入社した。当時、同社C支店が同社D支店等の経

理事務を統括していたため、申立人についても、入社と同時に、同社C支店において厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われるべきであったものと思われる。厚生年金保険料は、入社後に支給された給与から毎月控除していた。」と供述している。

さらに、前述のA社D支店に係る被保険者名簿において、昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者のうち50人を抽出して、その被保険者記録を確認したところ、このうち48人は、同日までの期間において同社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述のA社C支店に係る被保険者名簿によれば、申立人と同時期に学校を卒業後、同社同支店に採用されたとする複数の同僚は、昭和44年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社C支店に係る被保険者名簿において、申立人と同一職種で、かつ、申立人と同時期に同社C支店に採用されることが確認できる同僚の、昭和44年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のA社C支店に係る被保険者名簿には申立人の名前は確認できず、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月17日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月17日から同年5月1日まで

A社D支店に昭和44年3月17日に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月1日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る人事台帳等から判断すると、申立人が昭和44年3月17日にA社D支店に入社し、申立期間において勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社D支店は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、B社では、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、同社同支店に勤務していた従業員については、既に厚生年金保険の適用事業所になっていた同社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」と回答している。

また、A社C支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち同社D支店における経理担当であったとする者は、「申立人は、昭和44年3月17日にA社D支店に入社した。当時、同社C支店が同社D支店等の経

理事務を統括していたため、申立人についても、入社と同時に、同社C支店において厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われるべきであったものと思われる。厚生年金保険料は、入社後に支給された給与から毎月控除していた。」と供述している。

さらに、前述のA社D支店に係る被保険者名簿において、昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者のうち50人を抽出して、その被保険者記録を確認したところ、このうち48人は、同日までの期間において同社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述のA社C支店に係る被保険者名簿によれば、申立人と同時期に学校を卒業後、同社同支店に採用されたとする複数の同僚は、昭和44年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社C支店に係る被保険者名簿において、申立人と同一職種で、かつ、申立人と同時期に同社C支店に採用されたことが確認できる同僚の、昭和44年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のA社C支店に係る被保険者名簿には申立人の名前は確認できず、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月17日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月17日から同年5月1日まで

A社D支店に昭和44年3月17日に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月1日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る人事台帳等から判断すると、申立人が昭和44年3月17日にA社D支店に入社し、申立期間において勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社D支店は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、B社では、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、同社同支店に勤務していた従業員については、既に厚生年金保険の適用事業所になっていた同社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」と回答している。

また、A社C支店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち同社D支店における経理担当であったとする者は、「申立人は、昭和44年3月17日にA社D支店に入社した。当時、同社C支店が同社D支店等の経

理事務を統括していたため、申立人についても、入社と同時に、同社C支店において厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われるべきであったものと思われる。厚生年金保険料は、入社後に支給された給与から毎月控除していた。」と供述している。

さらに、前述のA社D支店に係る被保険者名簿において、昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者のうち50人を抽出して、その被保険者記録を確認したところ、このうち48人は、同日までの期間において同社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述のA社C支店に係る被保険者名簿によれば、申立人と同時期に学校を卒業後、同社同支店に採用されたとする複数の同僚は、昭和44年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社C支店に係る被保険者名簿において、申立人と同一職種で、かつ、申立人と同時期に同社C支店に採用されたことが確認できる同僚の、昭和44年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のA社C支店に係る被保険者名簿には申立人の名前は確認できず、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた平成 16 年 12 月 1 日から 20 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、実際は18万円程度の給与の支給を受けていた。給与明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した平成 17 年 1 月から 20 年 1 月までの期間に係る給与明細書（平成 19 年 5 月分を除く。）において確認できる報酬月額又は保険料控除額などから判断すると、13万4,000円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額を実際の給与支給額より過少な金額で届け出たことを認めている上、被保険者資格の取得時の決定及び申立期間中の3回の標準報酬月額の定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）

が事務処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は、申立期間において給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間において、当該報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は47万円及び19年7月20日は93万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成18年12月15日は47万円及び19年7月20日は93万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は74万7,000円及び19年7月20日は76万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成18年12月15日は74万7,000円及び19年7月20日は76万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は30万2,000円及び19年7月20日は36万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成18年12月15日は30万2,000円及び19年7月20日は36万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は24万円及び19年7月20日は44万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成18年12月15日は24万円及び19年7月20日は44万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は22万8,000円及び19年7月20日は79万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成18年12月15日は22万8,000円及び19年7月20日は79万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は20万円及び19年7月20日は62万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成18年12月15日は20万円及び19年7月20日は62万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は17万円及び19年7月20日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成18年12月15日は17万円及び19年7月20日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「両申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 1 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により、賞与総支給額に見合う標準賞与額に対し厚生年金保険法で定める保険料率を乗じて算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、1 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社B支社は、昭和46年1月1日にC社として設立されたとされているが、事業所の名称が変更されたのみであり、業務内容等に変更は無く、申立期間はA社B支社及びC社に継続して在籍していた。

昭和45年12月分の給与から厚生年金保険料は控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「A社B支社は、同社本社から独立採算を求められ、C社に名称を変更して設立された。」、「A社B支社に勤務していた従業員全員が、社命によりC社に移籍した。」とそれぞれ供述しているところ、A社、及び同社B支社と同様に同社本社から独立採算を求められて設立されたD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社E支社からD社に移籍したとされる同僚におけるA社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日とD社の資格取得日はいずれも昭和46年2月1日であり、両事業所の被保険者記録が連続していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「A社の昭和45年12月分の給与とC社の46年1月分の給与は、社名が変更になったのみで、支払日も同じであり、両事業所において継続して厚生年金保険料は控除されていた記憶が有る。」と供述しており、前述のA社に係る被保険者名簿により厚生年金保険の

被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社における給与の支給日は25日で、厚生年金保険料は当月分の給与から控除されていた。」と供述しているところ、C社の現在の事業主は、「当社の給与は20日締めで、当月25日払いで、厚生年金保険料は当月分の給与から控除している。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和45年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びC社に係る46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主及びC社の設立を担当した後任の事業主はともに死亡しているため確認できないが、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と記録するとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録における離職日が同年12月30日であり、当該記録は申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿による厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できるところ、事業主による申立てどおりの資格喪失届の機会において、公共職業安定所及び社会保険事務所のいずれもが処理を誤るとは考え難いことから、事業主が同年12月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

A社C営業所から同社本社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人のA社における社内経歴及び個人台帳、並びにB社の回答等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年9月1日にA社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2157

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年4月まで

私の国民年金加入期間に未納期間があるという通知をもらってびっくりした。もう何十年も家計簿兼日記を付けているので、平成8年度のものを出してみると、平成8年11月と9年3月に、国民年金保険料を納めた記録があった。

自分では未納期間は絶対に無いと思っているし、4か月間も未納にすることにはなおさら考えられないので、調査して保険料を納付したものと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家計簿兼日誌の平成8年11月欄及び9年3月欄に、国民年金保険料を納付したとの記載があるとしているが、オンライン記録によれば、8年8月分の保険料が同年11月27日、及び同年10月分の保険料が9年3月6日に納付されており、これ以外に申立人が供述する納付月に保険料が納付された事跡は見当たらないことから、申立人が納付したとする保険料は、既に納付済みとされている上記2か月の保険料であることが確認できる。

また、オンライン記録では、平成9年4月24日に、申立期間直前の8年12月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できること、及び10年11月11日に申立期間に係る過年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立期間については、過年度納付を行った可能性が考えられるところ、申立人は、家計簿兼日誌に過年度納付を行った記載は見られないと供述していることから、申立期間の保険料については、納付されなかったものと考えてのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月及び13年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年11月
② 平成13年3月から同年12月まで

平成11年11月分の国民年金保険料は、口座振替で納付しているはずであり、13年3月から同年12月までの期間の保険料は、親が納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する預金通帳では、平成11年11月30日に国民年金保険料の最後の振替が行われていることが確認できるものの、A市では、国民年金保険料の口座振替は、法定納期である翌月末に行っていたとしていることから、口座振替で最後に納付された保険料は、申立期間直前の11年10月分であることが確認できる上、申立人は口座振替以外の方法では保険料の納付は行っていないとしていることから、申立期間の保険料については、口座振替による納付はなされなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付も行っていと供述しているものの、申立人の母親は、国民年金の加入手続き及び保険料納付は行っていないと供述していること、及びオンライン記録では、国民年金に未加入のため、平成15年2月25日に最終の加入勸奨状が作成された事跡が確認できる上、当該期間当時に国民年金の資格取得届が提出された事跡は見当たらないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から61年4月まで

私は、昭和59年に会社を退職して以降は、役所から送られてきた書類に基づいて国民年金保険料は、すべて納付しているはずである。

会社を退職した後は、税金等の請求が来るのでお金は残しておくようにと、亡き母から言われていたのを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効によりさかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA市及びB区に申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらない上、申立期間当時の国民年金保険料の納付場所、納付額等についての申立人の記憶は定かではないことなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から48年3月まで
申立期間当時、父から、公的年金等は当初から加入するよう勧められていたので、私が大学在学中の20歳の時に、母が国民年金の加入手続を行い、就職する昭和48年3月までの国民年金保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和48年4月に就職したA社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された事跡及び基礎年金番号が導入される平成9年1月以前に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、申立期間を含む申立人の国民年金被保険者の資格取得日（昭和44年5月16日）及び資格喪失日（昭和48年4月21日）は、平成12年10月31日に追加入力されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、申立人の母親は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から51年11月まで

時期ははっきり記憶していないが、A県B町役場から、昭和16年*月以降の生まれで国民年金保険料を納付していない者は、さかのぼって納付すれば、年金を受け取ることができると聞いたので、同役場で国民年金の加入手続を行い、保険料は納付組合又は銀行で一括納付した。

国民年金保険料の納付記録は昭和51年12月からとされているが、申立期間ごろまでさかのぼって納付したのではないかと思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びB町の国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和54年3月に国民年金に初めて加入し、この時点で、53年4月から54年3月までの国民年金保険料を現年度納付、52年1月から53年3月までの保険料を過年度納付及び51年12月の保険料を特例納付によって一括納付していることが確認される。これらの納付によって、申立人の60歳到達までの納付可能月数は300月となり、国民年金の受給資格を取得することが可能となることから、申立人は、受給資格期間を考慮して保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、特殊台帳及び前述の被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料が特例納付された事跡は見当たらない上、特例納付したとする期間、保険料額等についての申立人の記憶は定かではなく、保険料の納付状況等が不明であることなどを踏まえると、申立期間について特例納付が行われたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日
② 平成 15 年 11 月 28 日
③ 平成 15 年 12 月 5 日
④ 平成 16 年 6 月 30 日
⑤ 平成 16 年 7 月 7 日
⑥ 平成 16 年 11 月 29 日
⑦ 平成 16 年 12 月 6 日
⑧ 平成 17 年 6 月 30 日
⑨ 平成 17 年 7 月 7 日
⑩ 平成 17 年 11 月 29 日
⑪ 平成 17 年 12 月 6 日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B地方本社に勤務していた申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C地方本社が保管する平成 15 年の申立人に係る賃金台帳及びA社B地方本社が保管する、15 年 6 月から 17 年 12 月までの期間に係る申立人の賃金台帳により、すべての申立期間に係る賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人は平成 15 年 5 月 1 日にA社C地方本社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日付でA社B地方

本社において資格を取得していることが確認できるところ、前述の賃金台帳において、申立期間①に係る賞与については、同社C地方本社において支給され、申立期間②から⑩までの期間に係る賞与については、同社B地方本社において支給されていることが確認できるとともに、申立期間①に係る賞与は、申立人が同社C地方本社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後に支給されており、同社C地方本社においては、申立期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

また、申立期間②から⑩までの期間について、厚生年金保険法において、賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定によって年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときは、標準報酬月額に算入する報酬とすることと定められているところ、A社B地方本社は、「平成15年4月1日に厚生年金保険法の改正によって総報酬制が導入されたことに伴い、同年7月1日から当社の『賞与支給規定』は改正され、賞与は年2回支給（6月及び12月）から年4回支給（6月、7月、11月及び12月）に変更された。申立人の賞与は、同規定に基づき支給していたため、賞与に係る厚生年金保険料の控除は行っておらず、賞与に相当する金額については、報酬月額として届出を行った。」と回答しており、上記の賃金台帳により、申立期間②から⑩までの期間に係る賞与からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立期間②から⑩までの期間に支給された賞与に相当する金額が報酬月額に算入されて社会保険事務所（当時）に届け出されていることが確認でき、この届け出られた報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる上、上記の賃金台帳により、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に見合う厚生年金保険料額が給与から控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 22 日から同年 9 月 8 日まで
② 昭和 48 年 6 月ごろから同年 9 月ごろまで
③ 昭和 48 年 9 月 13 日から 51 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③に係る被保険者記録が無いことが分かった。

これら事業所に勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録において、申立人の各申立事業所における被保険者記録は確認できない上、申立人は申立事業所における同僚の名前を記憶しておらず、申立期間における勤務実態等についての供述が得られないことから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社は、適用事業所名簿によると、申立期間①中の昭和 41 年 8 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①のうち同日から同年 9 月 8 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社は、法人登記簿により、平成 8 年 6 月 1 日に既に解散していることが確認できる上、当時の事業主は死亡していること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち連絡が取れた複数の者は、いずれも申立

人を記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

また、申立期間②については、申立人が勤務していたとするB社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、法人登記においても確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料の納付が申請免除されている記録が確認できる。

加えて、申立期間③については、申立人が勤務していたとするC社は、「申立期間③当時の人事記録、厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録は保管しているが、いずれの記録においても、申立人に係る記録は見当たらず、申立人が当社に関係していたとすれば、当社の下請の事業所に所属していた可能性がある。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち連絡が取れた複数の者に聴取しても、いずれも申立人を記憶していないとの供述しか得られないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、国民年金保険料の納付が申請免除されている記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月22日から31年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録について年金事務所に照会したところ、A管理事務所が労務管理していた、当時の駐留軍関係のBキャンプで勤務していた申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

退職の際に厚生年金保険の脱退について説明を受けた記憶も無く、脱退手当金の請求^{おぼ}手続をした憶えも無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期（昭和29年9月から32年9月までの期間）に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している申立人を含む12人の女性被保険者について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記載を確認したところ、12人すべてに脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち10人が、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、別の同僚一人は、「役所から文書により今後の就職予定についての照会があり、再就職の予定がない旨を回答したところ、厚生年金保険からの脱退を勧められ、脱退手当金を受給した記憶がある。」と供述していること、及び申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給した旨及び支給額の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和32年4月9日に支給決定されているなど、一連の事

務処理に不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 12 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の船員保険の被保険者記録が無かった。

私の知人の紹介でA社に入社し、申立期間において船員として勤務して、船員保険料を給与から控除されていたのは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳に「雇入昭和 54 年 4 月 1 日、雇止 55 年 7 月 12 日」の記載が確認できること、及び申立期間当時、A社に係る船員保険被保険者台帳により船員保険の被保険者記録が確認できる漁労長の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和 55 年 6 月 29 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同日から同年 7 月 12 日までの期間については、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主及び当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前記の漁労長は、「申立期間当時、漁獲量が少なく、会社は船員保険料を滞納していたため、船員のすべてを船員保険に加入させていたとは限らなかった。」と供述しているところ、前述の被保険者台帳では、申立期間における申立人の船員保険の被保険者記録は確認できず、被保険者番号に欠番が無

いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A社B事業所に勤務していた期間であり、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、A社B事業所は昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び申立人が名前を挙げる同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、いずれも申立期間に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社が経営していた各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、同社は、関連事業所間で異動した場合、従業員ごとに一つの厚生年金保険被保険者記号番号で管理していたことが推認できるところ、前述の被保険者記号番号払出簿において、申立人が申立期間直後の昭和 19 年 6 月 1 日にA社C事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した時に、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 17 日から 35 年 11 月 10 日まで
昭和 34 年 7 月 17 日ごろから 35 年 11 月 10 日までの期間において、A社（現在は、B社）又は同社の下請会社であるC社の社員として、A社D出張所で現場業務に従事していた。同僚（故人）から同社D出張所で勤務していた期間を含む期間について老齢厚生年金を受給しているということを知っていたが、私の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社又は同社の下請会社であるC社に勤務していたと主張しているが、B社は、「当社では、申立期間当時の社員の情報をデータ管理しているが、その中に申立人の記録は確認できない。」と回答しており、申立人が同僚として姓名を挙げた者は既に死亡していることから事情を聴取できない上、A社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 10 人から聴取しても、申立人が申立期間において勤務していたことが推認できる供述は得られず、申立人の同社同出張所における勤務実態を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社D出張所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者も不明なことから当時の事情を聴取することができず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間において、A社の下請会社であるとしているC社に勤務していた可能性について申し立てているが、A社D出張所の同僚から聴取しても同社を特定することができず、適用事業所名簿において、同一名称での厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月ごろから38年8月ごろまで

坑内員として勤務していたA社B出張所には、厚生年金保険に加入している事業所であることを確認して入社しており、また、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことも記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人の名前を記憶しており、申立期間において同社同出張所で勤務していたと供述している同僚の一人が、申立人が在籍していたと供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社同出張所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人が申立期間中に同種の坑内業務に従事していたと供述している同僚6人のうちの5人について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人の在籍を供述している上記同僚が、「私は、会社から厚生年金保険の加入を希望するか否かを聞かれ、希望しなかったために、A社B出張所では全く厚生年金保険に加入していない。私が在籍していた時期は、坑内員は、給与の手取額が多いことを希望し、厚生年金保険に加入しない者は多かった。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、事業主は、従業員の全員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、

申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、「退職直前の月は、給与から厚生年金保険料として1万8,000円を控除されていた。それまでの期間に係る控除額は1万2,000円くらいだったので、なぜ多いのだろうと思ったことがある。」と主張しているものの、申立期間当時の標準報酬月額の高月額は3万6,000円であり、当該月額に基づく被保険者負担分の厚生年金保険料は630円であることから、申立人の主張とは符合しない。

加えて、適用事業所名簿によれば、A社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者及び労務担当者も既に死亡していると認められることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2801（事案 983 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から35年4月1日まで

A会が運営していたと思われるB診療所において、医療技術者として、常時4人程度のグループで巡回検査業務に従事していた期間について、年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、記録の訂正が認められなかった。

今回、新たに、同僚一人の姓を思い出し、写真3枚を追加提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたと主張しているA会C支部（現在は、D財団）から、申立期間において申立人が勤務していたと主張しているE市F区において診療所を運営していた実績は無いとの回答が得られ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 申立人が提出した写真、事業所所在地及び記憶する上司の名前などから、申立人が勤務していた事業所はG病院H診療所である可能性が認められたものの、同診療所及び同診療所を運営していたとされるI病院（現在は、J病院）に係る被保険者名簿では、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月5日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚一人の姓を思い出し、写真3枚を追加提出しているが、同僚については、姓のみの記憶であることなどからこれを特定することができない上、写真3枚のうち1枚については、申立人とともに被写体となっている同僚6人は前回の申立てにおいて提出された別の写真3枚において

全員が既に確認されており、医療従事者国家資格試験合格証書（昭和 28 年 2 月 16 日付け）に貼付された写真については、前回の申立てにおいて提出された写真と同様に「K診療所」の看板を背景にしていることが確認できるものの、被写体となっているのは申立人一人のみであり、また、コンクールの賞状（昭和 27 年 5 月 17 日付け）に貼付された写真については、申立人とともに被写体となっている男性の名前、及び撮影場所について明らかではないなど、新たな事情が確認できる関連資料とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月21日から22年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に昭和12年に入社し、58年までの期間において同社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、同社が保管する社内履歴書においても申立期間に勤務していたことが記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する社内履歴書から判断すると、申立人は昭和21年9月21日にA社から同社D営業所に異動し、申立期間において、同社D営業所及びC社E営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人は、昭和21年9月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、適用事業所名簿によれば、同社D営業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは22年12月1日（当時の適用事業所としての名称は、C社E営業所）であり、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社D営業所に係る被保険者名簿により、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった昭和22年12月1日に、当該事

業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、申立人と同日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚28人には、同日に他の事業所において同資格を喪失した記録は確認できない上、うち8人には、同日以前の期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人と同様に同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同社D営業所での被保険者資格の取得日が相違しており、最短で9か月間の未加入期間が生じていることが確認でき、このうち一人は、申立人と同様に、「昭和22年ごろA社本社から同社D営業所に異動し、その後も当該事業所に継続して勤務していた。」と供述している。

さらに、A社F営業所についても、当該事業所に係る被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった昭和24年4月1日に、当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得した複数の者について、同日以前の期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、同社での被保険者資格の喪失日と同社F営業所での被保険者資格の取得日が相違しており、厚生年金保険の未加入期間が生じていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、同社の営業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する以前の期間においては、当該営業所の従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、B社は、「申立人に係る社内履歴書は保管しているものの、社会保険及び給与支給に係る書類等は保管しておらず、申立期間における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、前述のA社D営業所に係る被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人に照会しても厚生年金保険料の控除についての供述が得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2803（事案 2013 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間に勤務していたA社に係る記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間にA社に勤務したことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたと思い、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの通知を受けた。

今回、新たに同僚の名前を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿からA社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、オンライン記録により、同事業所と名称が類似する事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できるものの、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、ii) 申立人が記憶する当該事業所の所在地から、商業法人登記簿により有限会社A社が確認できるものの、当該登記簿に記載されている同社の取締役についても、オンライン記録により、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月15日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚の名前を思い出したとして、再申立てを行っ

ているが、オンライン記録により、当該同僚と同姓同名の者の厚生年金保険の被保険者記録を確認したものの、いずれもA社に係る記録は確認できない上、この他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

日本年金機構から厚生年金保険の被保険者記録のお知らせが届き、保管している給与支給明細表と精査したところ、A社に役員で勤務していた申立期間における標準報酬月額が、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが判明した。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した申立期間に係る給与支給明細表に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、A社が保管する申立人に係る平成 12 年及び 13 年の人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額、A社が加入するB健康保険組合保管の申立人に係る健康保険組合被保険者記録照会に記載された標準報酬月額、及び申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額のいずれの記録とも一致している。

したがって、事業主は、申立人に係る申立期間の役員報酬から、上記のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立人は、平成 12 年 6 月 30 日に申立事業所をいったん退職したこと

により、役員となった同年7月1日に再度厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同日から標準報酬月額が変更されるのではないかと主張しているが、申立人は、同一の事業所において、雇用契約上いったん退職したものの、1日の空白も無く引き続き再度雇用されたものであり、この場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係や職務内容の変更の有無にかかわらず、事実上の使用関係は中断することなく存続しており、被保険者資格も継続することになることから、申立人が厚生年金保険被保険者資格の喪失日であると主張する同年7月1日は、厚生年金保険法第14条における被保険者資格の喪失日には該当しない。

さらに、申立期間当時における厚生年金保険法第23条において、「被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、20日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認める時は、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。」となっていることから、仮に標準報酬月額を著しく上回る報酬が支払われていた場合、事業主は平成12年10月に申立人に係る月額変更届を社会保険事務所（当時）に提出する必要があることとなるが、B健康保険組合が保管する、申立人に係る「平成12年算定基礎届」、「平成13年10月月額変更届」及び「健康保険組合被保険者記録照会」から判断すると、A社は、上記の月額変更届を社会保険事務所に提出していないことが確認できる上、当該事業所は、「当時の資料は残っていないが、申立人に係る平成12年10月の月額変更届は提出していないことが考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月26日から44年3月26日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低額な記録となっている期間があり、また、標準報酬月額が従前の額より下がっている期間もあるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、A社は、「当時の社会保険に係る関連資料は保存しておらず、申立人の申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人に聴取したところ、うち一人は、「当時、給与形態（日給制・月給制）の変更や諸手当の支払時期等によって、給与総支給額が下がることもあり、当時の社会保険担当者の事務手続に間違いは無いのではないか。申立人の標準報酬月額に上がり下がりがあることについては分からない。」、残りの二人は、「申立人の標準報酬月額に上がり下がりがあることについては分からない。」と供述しているほか、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者（厚生年金保険の被保険者期間が9年以上）の標準報酬月額の推移を確認したところ、標準報酬月額が下がっている者が4人確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情

はうかがえない。

加えて、申立期間のうち、昭和 34 年 7 月から 35 年 4 月までの期間、36 年 6 月から同年 9 月までの期間、39 年 5 月から 40 年 4 月までの期間、42 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 43 年 10 月から 44 年 2 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額、当時の標準報酬月額の最高月額であることが確認できる。

また、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月30日から23年7月1日まで
② 昭和25年10月1日から26年6月5日まで

A協同組合（現在は、B協同組合）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和21年4月1日に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年9月1日に同資格を喪失するまでの期間において、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B協同組合では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、A協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人に聴取したところ、うち3人は、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間や勤務形態に記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」、残りの二人は、「当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた複数の同僚らについては連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、それぞれ、昭和22年9月30日及び25年10月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致していることが確

認できる。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に同資格を再度取得している者が申立人を含め4人確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 53 年 3 月 23 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、記憶している給与支給額より低額となっていることが分かった。申立期間当時は、会社の業績が飛躍的に伸び、地元中小企業の中では給与水準は高かったと思うので、記憶している給与支給額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「当時の社会保険に係る関連資料は保存していないものの、申立人の標準報酬月額が実際の給与支給額より低額となっているのは、給与のうち基本給のみを標準報酬月額として届け出ていたからではないかと思われる。厚生年金保険料の控除については、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたはずである。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私の標準報酬月額に係る記録も低い金額で届け出られているが、当時の給与明細書等は無く、厚生年金保険に係る事務手続についても分からない。」と供述しているほか、申立人の同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることから判断すると、申立

人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

A社B工場に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録が、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月 4 日から 48 年 3 月 30 日までの期間において確認できることから判断すると、当該期間において申立人がA社B工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社B工場では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚ら 4 人は、それぞれ、「申立人がアルバイトとして入社し、1 年程度勤務していたと記憶している。従業員を正社員とするか否かは事業主が決めていたが、申立人が正社員になったか否かは記憶していない。」、「申立期間当時、給与の手取額を多くしたい者など厚生年金保険の加入を希望しない者がおり、これらの者は厚生年金保険料が控除されていなかったと記憶している。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録

は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。